

# 確定申告のお知らせ

## 所得税の申告

確定申告は、国税である所得税などの申告です。税務署での相談・提出の受け付けのほか、市では、市民ホール（市役所1階）に、作成済みの申告書を投かんできるボックスや、「スマホで確定申告体験コーナー」を設置します。また、市民プラザで、税理士会による申告書作成相談会を開催します。  
【問】市川税務署 ☎047・335・4101 (市民税課) ID 1033471

### パソコンやスマートフォンで確定申告ができます

国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」<https://www.keisan.nta.go.jp>（右記二次元コード）では、画面の案内に沿って金額を入力するだけで、所得税などの申告書の作成・e-Tax（電子申告）による送信（提出）・印刷ができるほか、次の機能があります。

- スマートフォンのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報を自動で取り込むことができます
- マイナポータルに連携をして、各種控除、株式等に係る譲渡所得などのデータを取得することにより、所得税の申告書への自動入力ができます
- ICカードリーダーがなくても、スマートフォンのマイナポータルアプリを利用して、パソコンでマイナンバーカード方式のe-Taxによる送信（提出）ができます



### 申告書作成相談会

申告内容を相談のうえ、会場でe-Taxを利用して提出することができます。

市川会場	▶ 1月31日(火)までの月～金曜日午前8時30分～午後4時 市川税務署 (市川市北方)
	▶ 2月1日(水)～3月15日(水)の月～金曜日(祝日を除く)・2月19日(土)・26日(日)午前8時30分～午後4時 ニッケコルトンプラザ (市川市鬼高)
浦安会場	【時】 2月7日(火)～10日(金)・13日(月)午前9時30分～午後3時(入場整理券の配付=9時～)
	【所】 市民プラザ(入船1-4-1) 【対象】 ●給与所得(給与収入2000万円以下の方) ●公的年金等所得 ●一時所得(満期保険金・解約返戻金など) ●雑損控除以外の所得控除(各保険料控除・扶養控除・医療費控除・寄附金控除など) ●事業所得・不動産所得・その他雑所得(小規模事業者で、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和3年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与および青色申告特別控除前)が300万円以下の方(消費税も可))

混雑緩和のため、入場整理券を配付します。入場整理券は、当日、会場で受け取るか、事前に「LINE」アプリから入手していただけます。「LINE」アプリからの入場整理券の入手は、右記二次元コードから、国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



- 個人番号カード(または番号確認書類と本人確認書類)
  - 筆記用具 ●源泉徴収票 ●各種控除証明書・領収書
  - 記入済みの医療費の明細書 ●口座番号のわかるもの
  - 昨年確定申告をした方はその控え(相談時に参考資料として確認するため) など
- ※「医療費控除」を受ける方は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。また、「セルフメディケーション税制」を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」および令和4年中に受診した健康診断などの「結果通知表」(写し可)をお持ちください

※会場では、社会保険料などの納付済額を確認することはできません。社会保険料控除を申告する場合は、納付済額を確認できる書類をお持ちください  
※市役所では確定申告の相談会はいりません

### ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方へ

所得控除の追加などで確定申告や市民税・県民税の申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例の申請が無効になります。寄附金控除額の計算にふるさと納税の金額を含めて申告をしてください。

## 所得税の申告・納付、市民税・県民税の申告は 3月15日(水)まで

### 作成済み申告書の提出

市川税務署 3月15日(水)(消印有効)までに、直接または郵送で、〒272-8573市川市北方1-11-10市川税務署へ  
2月16日(水)～3月15日(水)午前9時～午後4時  
※土曜日、祝日を除く

市民ホール(市役所1階) 作成済み申告書を投かんできるボックスを設置します。投かんのため、内容の確認や控への収受印の押印はできません。必要な方は返信用封筒(あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。

### スマホで確定申告コーナー

【時】 2月16日(水)～3月15日(水)午前9時～午後4時  
※土・日曜日、祝日を除く  
【所】 市民ホール(市役所1階)  
【持ち物】 スマートフォン  
【内容】 市川税務署によるスマートフォンでの申告手順や操作方法の説明  
※給与や年金の収入に、医療費やその他所得控除を追加するなどの簡易な確定申告に限る。申告の内容に関する相談はできません

### 確定申告書の用紙の配布

時・所  
1 2月6日(月)～15日(水)午前8時30分～午後5時(土曜日、祝日を除く) 市民税課(市役所2階)  
2 2月6日(月)～3月15日(水)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) 各駅前行政サービスセンター  
3 2月16日(水)～3月15日(水)午前9時～午後4時(土曜日、祝日を除く) 市民ホール(市役所1階)  
配布用紙種類  
1 3…申告書、医療費控除の明細書、住宅ローン控除、所得税納付書、営業/不動産収支内訳書、営業/不動産決算書  
2 ……申告書、医療費控除の明細書、住宅ローン控除、所得税納付書

※用紙がなくなりしだい終了。配布していない申告用紙は、国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp>からダウンロードするか、市川税務署へお問い合わせください

### 年金収入が400万円以下の方へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。  
ただし、所得税の還付を受ける方、または海外年金など源泉徴収の対象となっていない雑所得が含まれている場合は、確定申告が必要です。  
公的年金などの源泉徴収票に載っていない控除を追加される場合は、確定申告または市民税・県民税の申告を行うことで、適正な税金の額を計算することができます。

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の控除申告

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として申告するときは、証明書を添付・提示する必要はありません。令和4年1月1日～12月31日に実際に納付した金額を合計し、その金額を申告してください。金額がわからないときは、お問い合わせください。その際は、国民健康保険税の場合、納税通知書や市の保険証に記載されている記号番号が、後期高齢者医療保険料の場合、保険証に記載されている被保険者番号が必要です。

【問】 国保年金課  
●国民健康保険税について …… ☎712・6280 ID1012480  
●後期高齢者医療保険料について …… ☎712・6274 ID1028033

## 市民税・県民税の申告

【問】 市民税課 ☎712・6212 ID 1033140

### 申告が必要な方

- ▶ 令和5年1月1日時点で浦安市に住居登録がある方のうち、次のいずれかに該当する方
  - 令和4年1月～12月に収入がなく、どなたの扶養にもなっていない方、または別世帯の方の扶養になっている方  
※単身赴任をしている方の扶養になっている場合も申告が必要です
  - 国外の法令に基づく公的年金を受給している場合や、遺族年金・障害年金・失業手当などの非課税所得のみを受けている方
  - 給与支払者から、浦安市に給与支払報告書の提出がなかった方
- ▶ 令和5年1月1日時点で浦安市に事業所または家屋敷(住宅)を有し、かつ市外に住所がある方

### 以下の方は申告の必要がありません

- ▶ 令和4年分の所得税確定申告をする方
- ▶ 公的年金や給与収入のみで、追加の控除がない方
- ▶ 収入がなく、住民票上一世帯の親族の税法上の扶養控除、配偶者控除の対象になっている方  
※扶養している方の源泉徴収票で確認してください

### 申告に必要なもの

- ▶ 令和4年1月～12月中の所得を証明する書類(給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)
- ▶ 各種控除証明書(国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)
- ▶ 個人番号カード(または番号確認書類と本人確認書類)
- ▶ 医療費控除の明細書(記入済みのもの)

### 医療費控除を申告される方へ

- ▶ 支払った医療費の合計額を事前に計算し、「医療費控除の明細書」の作成が必要です
- ▶ 領収書の提出はできません。領収書は5年間保存してください
- ▶ 非課税の方は医療費控除を申告されても、控除を受けることができません
- ▶ 国保年金課や保険組合から交付される医療費のお知らせ通知やハガキも「医療費控除の明細書」の代わりとしてお使いいただけます

### 申告書の取得方法

市ホームページからダウンロード、または、郵送を希望する方は、電話で、市民税課へ  
※前年に市民税・県民税の申告をした方で、今年度も申告が必要と思われる方には、申告書を発送します

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

昨年一年間、所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市民税・県民税がかからない方でも、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定のため、市民税・県民税の申告が必要です。申告された所得に応じて、保険税(料)の軽減や低所得区分の認定を受けられる場合があります。

別の世帯の家族に扶養されている方、または以下の方で、同じ世帯の家族に税法上で扶養されていない方  
申告が必要な方の例  
● 仕送りや預貯金で生活している方  
● 遺族年金や障害年金だけを受給している方

【問】 国保年金課  
● 国民健康保険について …… ☎712・6280 ID1012481  
● 後期高齢者医療制度について …… ☎712・6274 ID1017050

### 申告書の提出

【時】 2月16日(水)～3月15日(水)午前9時～午後4時  
※土曜日、祝日を除く  
【所】 市民ホール(市役所1階) ※日曜日は市民税課(市役所2階)

### 市民税・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

申告書と必要書類を、3月15日(水)(消印有効)までに、〒279-8501浦安市役所市民税課へ郵送してください。申告書の控え(2枚目)は返送しませんので、切り離して保管をお願いします。なお、申告書の控えに受付印が必要な方は、控えを切り離さず、返信用封筒(あて名を記載し、郵便切手を貼ったもの)を同封してください。

# 使用期限が切れた貸し出し消火器の返却をお願いします



市では、消火器の貸し出し事業を行っています。現在貸し出し中の消火器のうち、消火器番号132001番～134000番の消火器は令和4年度で使用期限が切れます。これらの消火器の本体には「平成34(2022)年度に交換」というシールが貼ってあります。設置中の方には、順次「返却のお知らせ通知」を送付していますので、届きましたら、消火器と通知を持って消防署または出張所へ返却してください。

住宅用消火器の貸し出し	持ち物	住所・氏名が確認できるもの	転居や転出する方へ	市内	転居する場合は、消火器を新しい住所にお持ちになり、そのまま備え付けてください
	対象	市内に住居登録のある世帯主 ※賃貸用住宅や店舗への貸し出しは行っていません		市外	転出する場合は、消防署または出張所へ返却してください

返却・貸し出し場所 ▶ 消防署 ▶ 今川出張所 ▶ 堀江出張所 ▶ 日の出出張所 受付時間 午前7時～午後8時 ※出勤中は対応できない場合あり

【問】 消防本部総務課 ☎304・0142

ID 1016700